

第8回ひらつか男女共同参画推進協議会 会議録

令和3年5月27日（木）10時00分～12時10分
平塚市庁舎本館7階706会議室（1）

出席委員 7人（辻委員、飯山委員、長谷川委員、石川委員、小池委員、石橋委員、鈴木委員）
欠席委員 1人（中津川委員）
主催者 4人（新倉人権・男女共同参画課長、磯崎担当長、長谷川主査、加納主査）
傍聴者 0人

1 開会

（事務局）皆様、こんにちは。定刻になりましたので、これより第8回、ひらつか男女共同参画推進協議会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。令和元年6月から2年間、この委員の皆様で開催する協議会も今回が8回目で最後となりました。新型コロナウイルスの影響で書面開催等もありましたが、今回はこの委員で開催する最後の協議会となりますので、どうぞ活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

欠席委員等の確認

資料の確認

会議の公開について

（事務局）会議は公開が原則、希望者は傍聴可能です。会議録は原則公開のためホームページに掲載し、あわせて会議資料も公開します。なお、本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

（事務局）それでは、次第の2にまいります。会長から挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

（会長）皆様、おはようございます。今回は書面開催となりましたので、久しぶりに対面の会議となりました。昨年度と前期の振り返り、後期に向けた事業計画など色々御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）それでは議題に入ります。ここからは、本会規則第5条第1項の規定により、会長に議事進行をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

3 議題 議事進行：会長

（1）本市の男女共同参画の現状について

（会長）このことについて、事務局から説明をお願いします。

（事務局）資料1について、まず訂正等があります。まず、3ページ目の12番と13番ですが、令和3年度5月1日現在の数値が確定しました。12番の①が35.7%、28人中10人。②が62.8%、94人中59人。13番の①が26.7%、15人中4人。②

が56.0%、50人中28人。それから15番の②の※の説明文にある「4か所」が正しくは「3か所」です。それでは資料1、平塚市の現状ということで、平塚市の男女共同参画が、プランスタート時からどれくらい進んだのか、その進捗状況の数値を一覧にまとめた表になります。いくつか説明いたします。まず3番、「固定的な男女の役割分担意識の考え方に同感しない人の割合」ですが、平成27年の市民意識調査では55.0%でしたが、令和元年の調査では67.0%と12ポイント上がっております。その下の④若い世代の10代から20代では、この考え方の割合が、平成27年は58.0%でしたが、令和元年は79.7%と21ポイント以上上がっております。続いて、2ページ目は、市役所組織の女性登用状況です。まず5番の市役所の女性管理職の割合ですが、最新で14.1%。プランスタート時から1回下がりましたが、あとは微増しています。続いて、6番の一般行政職員における女性割合は、プランスタート時から少しずつ上がってきておりまして、最新値で37.1%まで上がっております。続いて3ページ目は、地域組織の女性登用状況です。11番の自治会の会長に占める女性割合は、最新で6.6%と、ここ数年で少しずつ上昇している状況です。12番の小学校PTAの会長に占める女性割合ですが、最新で35.7%と上がったりがつり下がりがつりしています。13番の中学校PTAの会長に占める女性割合は、最新で26.7%とこちらは上昇傾向です。4ページ目は育児、介護等を社会的に支える環境です。16番の保育所等の実施箇所数及び定員ですが、最新で49園、4,041人と少しずつ増えております。17番の保育所等の入所児童数は、最新で4,299人とプランスタート時から少しずつ上がっております。続いて、18番の保育所等における待機児童数は最新値でゼロになりました。19番の学童保育の実施箇所数及び支援の単位数は、最新で49箇所、51単位と、こちらも少しずつ増えております。20番の学童保育の入所児童数は、最新で1,963人と、こちらも少しずつ増えております。6ページ目、33番の女性のための相談窓口の件数ですが、最新値で794件。そのうち、DV相談件数は131件と、1年前と比べれば少し増えている状況です。以上、説明を終わります。

(会長) 本市の状況について説明していただきました。何か気になる項目や、もう少し強化した方がよい部分等、何でも御意見がありましたらお願いします。

(委員) 11の②番、役員に占める女性割合ですが、プランスタート時から、「現状では把握していない」と記載されていますが、どういう状況なのでしょう。

(事務局) 担当課に確認したところ、自治会によってどこまでが役員といえるのかなど、判断基準が統一化されておらず、把握ができない状況になっているとのこと。

(事務局) 補足ですが、会長・副会長のみならず、その下の役職も自治会によって様々で、所管課としても集計しかねる状況になっております。

(委員) 10の③番の公平委員会の女性の割合ですが、プランスタート時から0%であるのが気になります。それ以外の項目については、全体的に上昇傾向が見られ、男女共同参画が進んでいることが見受けられます。18番の保育所等における待機児童が0は、平塚市の取組の成果かなと思います。その一方で、33番の女性のための相談窓口の相談件数が年々増えているのは、今後の課題であると思います。特に34番のDV相談の件数も気になるところです。

(委員) 18番の保育所等における待機児童がゼロはとてもいいことだと思います。それと、29番の市役所における採用職員の女性割合ですが、近年は半分を超えています。その一方で、5番の女性管理職は14.1%と相変わらず低い数値で推移しています。女性が産休や育休の後に復帰する際は、休む前のポジションより低いところからスタートするのでしょうか。

(事務局) まず、女性の相談窓口の相談件数が増えているというのは、この窓口の認知度が上がっていることも一因であると思われます。それと、産休や育休明けの職位が休む前より下がることはなく、そのままのポジションで復帰することができます。

(事務局) 補足ですが、女性のための相談窓口の相談件数が増加している件で、コロナ禍にお

いて、テレビや新聞等で報道されているように、DVの相談件数が増えているのは、皆様も御存じかと思います。国や県において、ラインなどを活用して、休日も含めた24時間、相談に対応できる体制を整えています。そういう取組を周知することによって、各自治体の窓口にも相談される方が増えているように思われます。それと、産休や育休の後に復帰した職員が、いち早く職場に慣れることや、家庭と仕事を両立させるワーク・ライフ・バランスを実現させることは、プラン後期における重要な課題の一つかと思います。

(事務局) 10番の行政委員会の公平委員会とは、例えば、庁内の職員が懲戒処分された際に、職員側からの処分の不服の申し立てを受けて、それを審査する委員会です。そういった取り扱う案件の特殊性から、専門的知見を持つ方である必要があり、結果として男女の偏りが続いてしまっている状態だと聞いています。所管課の行政総務課には、今後も委員の推薦の際に女性登用に向けた地道な働きかけを継続して行っていただきたいと考えています。

(会長) 働きかけによりこの委員会も女性割合が上がることを期待します。全体的には、男女共同参画が着実に前進していると思われます。

(2) ひらつか男女共同参画プラン2017の令和2年度の評価について

(会長) このことについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) こちらも資料の訂正箇所があります。まず資料2ですが、3ページ目の事業8.2の事業実績ですが、「28課中」と記載されていますが、正しくは「27課中」です。次に、資料3の1ページ目、これも同じく、「28課中」と記載されていますが、正しくは「27課中」です。それと6ページ目の事業8.2の35番の保険年金課ですが、こちらの令和2年度の実績はありませんでしたので、事業実績のところに「改選なし」と追記していただいて、それ以降は棒線を記載してください。それでは、資料2を3つの基本方針ごとに区切って説明します。まず基本方針1の施策1から7です。施策1「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」は、「7事業中4事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価は7事業中6事業が「達成」又は「順調」であることから、一定程度取り組み、一定程度推進が図られたものと評価できる。」。続いて施策2「市審議会への女性参画の推進」は、「3事業中2事業が計画どおり通り実施できず、事業目標の達成評価は3事業中2事業が「遅滞」であることから、取組が不十分であり、推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策3「地域組織役員への女性参画の促進」は、「3事業中2事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価は、3事業中2事業が「順調」であることから、一定程度取り組んだが、十分に推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策4「男女の地域社会参画の支援」は、「3事業中2事業が計画どおり実施できず、事業目標の達成評価は3事業中2事業が「達成」又は「順調」であることから、取組が不十分であり、十分に推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策5「防災分野における女性参画の推進」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策6「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」は、「7事業中4事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価は7事業中5事業が「順調」であることから、一定程度取り組まれ、一定程度推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策7「職業生活における女性の能力発揮のための支援」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。従って、施策2、3、4は「推進は図られていない」若しくは「十分に推進は図られていない」という評価です。基本方針1は以上です。

(会長) 施策2の審議会への女性参画の推進は、予定どおりには進んでいないようですね。それと事業11などは、コロナの影響で計画どおり実施できなかったという理解でよろしい

- でしょうか。
- (事務局) そうですね。コロナの影響で計画どおり実施できなかったという評価で、達成評価も「遅滞」と評価しています。この評価に関しては、各主管課の判断で評価していただいております。
- (委員) 計画どおりできなかった事業は、コロナが要因なのか、それ以外に要因があるのかで評価の判断やその後の対応が分かれると思います。
- (委員) 事業11について、ハンドブックの配布はできたが、チラシは配布できなかったとありますが、両者を一度に配布すれば済む話ではなかったのでしょうか。
- (事務局) 事業11について、主管課に確認したところ、年度初めに自治会長にハンドブックを配布して、年度中に開催される集会などでチラシを配布する予定でしたが、コロナの影響で集会等が開催されず、自治会長にハンドブックを配布したのみになってしまったと聞いております。
- (委員) 事業15の女性防災リーダーの育成ですが、どのような基準で女性防災リーダーが増加していると判断したのでしょうか。
- (事務局) 女性防災コミュニティ講座を受講した女性が累計で増えているということです。
- (委員) コロナの影響で計画どおり実施できなかった事業がいくつかありますが、コロナが世界的に流行してからある程度時間が経っているので、オンラインを活用するなど代替案を立てておくべきではないでしょうか。
- (事務局) 令和3年度から5年度までの後期事業計画の作成に当たっては、コロナの影響を踏まえて可能な限り代替案も検討し、なるべく詳細に作成するよう各課に伝えました。
- (会長) それでは、続いて基本方針2について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 基本方針2の施策8から13です。施策8「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価は、数値未確定の事業を除き、「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策9「市役所におけるイクボスの推進」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策10「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策11「男性自らの働き方の見直し」は、「3事業中2事業が計画どおり実施できず、事業目標の達成評価は3事業中2事業が「達成」又は「順調」であることから、取組が不十分であり、十分に推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策12「事業所におけるイクボスの推進」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策13「女性活躍推進のための協議」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。従って、施策11が「十分に推進は図られていない」という評価です。基本方針2は以上です。
- (会長) 14ページ目の施策11の評価ですが、前半部分と後半部分が繋がらないような文言に感じますが。
- (事務局) 施策の評価をする際に、計画どおりできた割合と、「達成」や「順調」と評価した割合によって、文言を統一しています。
- (委員)
- 14ページ目の事業33において、コロナが要因でセミナーを開催できなかったとありますが、オンラインなど代替策ができなかったのかと思います。当団体では、オンラインを活用して会議をするなど対応しました。
- (会長) 講演会や会議において、オンラインで開催するなら参加できるとか、聞きたいという方もいらっしゃると思うので、是非活用して欲しいと思います。それでは、続いて基本方

- 針3について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 基本方針3の施策14から19です。施策14「DV被害者に対する相談体制の充実」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策15「DV被害者の自立に向けた支援の充実」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策16「DV防止のための啓発」は、「4事業中3事業が計画どおり実施できず、事業目標の達成評価は4事業中2事業が「順調」であることから、取組が不十分であり、十分に推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策17「ハラスメント防止のための啓発」は、「全ての事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価も全て「達成」又は「順調」であることから、計画どおり取り組み、推進は図られたものと評価できる。」。続いて施策18「児童、障がい者、高齢者に対する暴力の防止」は、「4事業中3事業が計画どおり実施できず、事業目標の達成評価は4事業中2事業が「順調」であることから、取組が不十分であり、十分に推進は図られていないものと評価できる。」。続いて施策19「生涯を通じた健康支援」は、「6事業中5事業が計画どおり実施でき、事業目標の達成評価は6事業中5事業が「順調」であることから、概ね計画どおり取り組み、一定程度推進は図られたものと評価できる。」。従って、施策16、18が「十分に推進は図られていない」という評価です。基本方針3は以上です。
- (会長) DVとか虐待の対策に関する施策ですが、何かありますでしょうか。
- (委員) 事業56のパープル・ライトアップですが、駅南口の噴水の色がライトアップされていることについて、市民の方にはどのように周知されているのでしょうか。
- (事務局) 広報ひらつかや、ほっとメールで周知しています。その他、ラインを活用するなど効果的な周知について努めていきたいと考えています。
- (委員) 現場に看板等で掲示はできないのでしょうか。
- (事務局) 施設管理者と相談したのですが、法令等の規制により看板等の設置は不可とのことでした。
- (事務局) 噴水の周りに植栽があつて、それら全てを含めて一つの芸術作品なので、看板等をむやみに設置はして欲しくないという話もありました。
- (会長) 女性相談窓口におけるDV相談の件数について、微増というところですが、実際はコロナ禍で在宅時間が多くなり、相談せず表面化されていないケースが増えているという報道を見たのですが、相談員からそういう感触とかはお聞きしていないでしょうか。
- (事務局) 家庭内で元々DVが起りそうな下地があつて、コロナ禍において、在宅時間や夫婦で顔を合わせる時間が多くなる、また仕事が上手くいかないなど経済的に悩んだりして、精神的に不安定になり、お互いに不満が溜まって問題が発生するケースを確認しています。
- (委員) 施策12のイクボス企業において、登録企業になると受けられるメリットを周知するなどして、累計登録社数が達成されて良かったと思います。

(3) ひらつか男女共同参画プラン2017の前期の評価について

- (会長) このことについて、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) こちらも1箇所訂正があります。資料4の12ページ、右上の施策の評価です。100%を「超えなかった」と記載されていますが、「達しなかった」に訂正をお願いします。それでは、基本方針ごとに施策の評価を申し上げます。令和2年度までの「実施した事業を評価するための基準」に対して、「達成」か「未達成」かの二択で評価しています。まず基本方針1の施策1から7です。施策1「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」は、「女性割合(数)が平成28年度よりも向上したため、「達

- 成」と評価できる。」。続いて施策2「市審議会への女性参画の推進」は、「市審議会等の女性割合35%を超えなかったため、「未達成」と評価できる。」。続いて施策3「地域組織役員への女性参画の促進」は、「女性割合が平成28年度よりも向上したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策4「男女の地域社会参画の支援」は、「男女共同参画の視点で実施した事業の参加者が、平成28年度よりも増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策5「防災分野における女性参画の推進」は、「女性の参画者数が平成28年度よりも増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策6「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」は、「事業整備が平成28年度より進み、教室等の参加者が平成28年度よりも増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策7「職業生活における女性の能力発揮のための支援」は、「能力発揮の支援(セミナーの受講等)を受けた女性が、平成28年度よりも増加したため、「達成」と評価できる。」。従って、施策2は「未達成」という評価です。基本方針1は以上です。
- (会長) 以前から進捗状況が思わしくない施策2の市審議会等の女性割合が「未達成」と評価しています。
- (委員) この施策に関わらず、全体的に後期事業計画について、コロナの影響は必至と思われるのに、前期の事業計画と特段変化等が見られないという印象を持ちました。
- (事務局) 各課に後期事業計画を作成するよう依頼した際に、なるべく詳細に記載してくださいとアナウンスしたのですが、コロナ禍において、先行きが不透明であることや予算が確保できるか分からない状況で、なかなか詳細に計画を立てられないという声が各課から聞かれました。
- (会長) 市審議会等の女性割合が上がらない要因はどこにあるのでしょうか。各課とも十分に働きかけはしていると思われるのですが。
- (事務局) 審議会の委員について、いわゆる充て職で委員を推薦する母体が多いようです。選出母体の会長等には男性が就いている場合が多く、結果、審議会の委員も男性が多くなっている現状です。市としては、推薦していただく委員は、会長等でなくてもいいというスタンスなのですが、その母体を代表した意見が言えるのは会長等しかいないという理由で会長等を推薦していただく場合が多いです。
- (委員) 確かに当団体においても、役職に就いている者を推薦している場合が多いので、女性が理事に就いている際には、積極的に女性を様々な審議会等に推薦できればと思います。
- (委員) 私は登録団体から推薦されてこの協議会の委員に就いているのですが、審議会とか協議会という名称が付くと、難しい議論をする機関なので若い世代の方は身構えてしまう傾向があると思います。
- (会長) 後期から、課単位ではなく附属機関ごとに事業計画を立てているので、より詳細に計画や目標を立てられると思います。各課に再度照会してはいかがでしょうか。それでは、続いて基本方針2について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 基本方針2の施策8から13です。施策8「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」は、数値未確定のためまだ評価できません。続いて施策9「市役所におけるイクボスの推進」は、「市役所における担当長以上のイクボスの割合100%を超えなかったため、「未達成」と評価できる。」。続いて施策10「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」は、「講座等に参加して、家事参加意識が向上した男性が増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策11「男性自らの働き方の見直し」は、「セミナーに参加するなどして、働き方を見直す意識が芽生えた男性が増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策12「事業所におけるイクボスの推進」は、「事業所へのイクボスの働きかけを実施し、平成28年度よりもイクボス登録企業が増加したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策13「女性活躍推進のための協議」は、「事業所に対して実効性のある支援策につながる協議を行ったため、「達成」と評価できる。」。従って、施策9が「未達成」という評価です。基本方針2は以上です。
- (会長) 施策9が「未達成」という評価でしたが、それ以外の施策でも何かお気づきの点があ

- りましたら意見等をお願いします。
- (委員) 施策9の「市役所におけるイクボスの推進」について、宣言していない職員は肩身がすごく狭そうな気がするんですが、宣言100%に向けてどのような取組を行っているのですか。
- (事務局) 新任の担当長を対象としたイクボス研修を毎年開催しているほか、イクボスに関する情報紙を昨年度は4回発行しました。このような取組を通じて、管理職の方も趣旨については御理解していただいているとは思いますが、しかし、恒常的に忙しい部署では、なかなか宣言することに抵抗を感じている方もいるようです。
- (会長) 「イクボス宣言」とはどのような形式で実施するのですか。
- (事務局) 事務局で作成した宣言書の様式に、各自で宣言文を考えて記入していただき、各職場の朝礼や終礼等の際に職員に向けて、宣言していただきます。また、宣言書については、共有フォルダーに格納していただきます。
- (委員) 宣言していない職員に対して、どうして宣言しないのか聞き取り調査をしたらどうかという意見が以前出たかと思いますが、聞き取り調査は実施されたのでしょうか。また、人事異動により所属部署が変わった場合は宣言するのでしょうか。
- (事務局) 数年前に、宣言していない職員に対して個別のヒアリングを実施しました。部署異動がある度に宣言される方もいれば、宣言しない方は部署異動があっても宣言しません。一度、宣言するハードルを越えれば、宣言する習慣が自然と身に着くと思うのですが。
- (会長) 宣言するハードルを下げするために、例えば宣言内容のサンプルをいくつか提示するとか、いつでも宣言内容の変更が可能であることなどを周知したらいかがでしょうか。目標達成に向けて、事務局でもより一層の取組をお願いできればと思います。それでは続きまして、基本方針3について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 基本方針3の施策14から19です。施策14「DV被害者に対する相談体制の充実」は、「DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合50%を超えたため、「達成」と評価できる。」。続いて施策15「DV被害者の自立に向けた支援の充実」は、「被害者に応じた適切な支援を実施したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策16「DV防止のための啓発」は、「講座等に参加して、DVについて理解する人が増加し、DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合50%を超えたため、「達成」と評価できる。」。続いて施策17「ハラスメント防止のための啓発」は、「ハラスメント防止の啓発を、毎年内容を向上させて実施したため、「達成」と評価できる。」。続いて施策18「児童、障がい者、高齢者に対する暴力の防止」は、「虐待防止の取組が進んだため、「達成」と評価できる。」。続いて施策19「生涯を通じた健康支援」は、「講座等に参加し、男女それぞれの身体の違いと健康上の問題に関する理解を通して健康支援を受けた人が、平成28年度よりも増加したため、「達成」と評価できる。」。従って、「未達成」と評価した施策はありませんでした。基本方針3は以上です。
- (会長) 全て「達成」という評価でしたが、御意見等がありますでしょうか。
- (委員) DVの相談件数が増えていますが、以前と比べて気軽に相談できるようになったことも要因かと思います。

(4) ひらつか男女共同参画プラン2017後期事業計画に対する意見について

- (会長) このことについて、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 資料の6は、各課が作成した後期事業計画について、委員の皆様から御意見をいただき、それに対する担当課の回答一覧です。いくつか説明します。事業7、教職員課の「女性教職員の登用促進」ですが、事業目標(令和5年度まで)について、30%を目指してはいかがでしょうかという御意見に対して、御意見のとおり30%を目指すこととしました。続いて、事業8.2、健康課の平塚市母子保健事業推進連絡会における女性委員の登用推進ですが、女性委員の割合25%という目標値を見直してくださいという御意見

に対して、40%に修正することとしました。続いて、事業10、社会教育課の「平塚市PTA連絡協議会の女性役員の登用促進」ですが、名簿の確認や状況調査だけでは対応として不十分ではないかという御意見に対して、男女共同参画に関するパンフレットを配布するなど、情報提供を行うことが追記されました。続いて、事業17、保育課の「子育て支援サービスの充実」ですが、具体的な数値を追記できないかという御意見に対して、実施箇所数を追記することとしました。説明は以上になります。

(会長) 何か御意見等がありましたらお願いします。

(委員) 事業6の女性消防職員のための職場環境整備について、女性“専用”という言葉は気になりました。

(事務局) 消防職員は男性の割合が圧倒的に多く、その中で女性が働きやすいよう職場環境を整備しています。性的プライバシーに関する設備である更衣室や仮眠室等は、男性と女性が兼用ではないという意味で、女性“専用”という表記にしています。

(会長) 他に御意見等がなければこれで議題を終わります。

4 事務連絡

5 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第8回ひらつか男女共同参画推進協議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

以 上